

「養育費の履行確保等支援事業」のご案内

～養育費確保のための費用(公正証書等の作成費、養育費保証契約料)を助成します～

島本町では、離婚後の子どもの「養育費」(※1)を確保するため、令和6年4月から、公正証書(※2)作成等の法的取り決めや、養育費保証契約(※3)に係る費用を助成する事業を開始しています。

※「令和6年4月1日以降」に作成・締結した公正証書等や保証契約が助成対象となります。

助成種別 (①②の同時申請可)	①「公正証書等」の作成費用を助成	②「養育費保証契約」の保証料を助成
対象者	養育費の支払いを公正証書や裁判所の調停で約束しておくための費用を助成 島本町内に居住するひとり親で、 ①養育費の取り決めに係る費用を負担 ②養育費の取り決めに係る債務名義(※4)がある ③養育費対象となる20歳未満の子を扶養 ④他市町村を含め、過去に同種の助成を受けていない ※公正証書等の作成費の助成は、「1人1回」限り	養育費の支払いが滞ったときに、保証会社に補償してもらうための保証契約料を助成 島本町内に居住するひとり親で、 ①保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結 ②養育費の取り決めに係る債務名義(※4)がある ③養育費対象となる20歳未満の子を扶養 ④他市町村を含め、過去に同種の助成を受けていない ※保証契約に係る費用の助成は、「1人1回」限り
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証人手数料 ● 家庭裁判所の養育費請求調停や、夫婦関係調整調停(離婚)申立てに要する収入印紙代 ● 裁判に要する収入印紙代 ● 公正証書等の作成にあたって必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用(養育費の1か月分の金額を上限とする)
助成額	対象経費の全額【 上限4万円 】	保証料として負担した額と、養育費の1か月分を比較して低い方の金額【 上限5万円 】
申請方法	公正証書等を作成した日から 1年以内 に「申請書兼請求書」を提出 <div style="text-align: center;">< ↓ 添付書類 ></div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象経費の領収書・レシート等の写し ○ 養育費の取り決め文書の写し(公正証書、調停調書、判決書等の債務名義が確認できる書類) 	保証契約を締結した日から 1年以内 に「申請書兼請求書」を提出 <div style="text-align: center;">< ↓ 添付書類 ></div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象経費の領収書・レシート等の写し ○ 養育費の取り決め文書の写し(公正証書、調停調書、判決書等の債務名義が確認できる書類) ○ 養育費保証契約書の写し
手続きの流れ	①申請者は、対象経費をいったん全額支払う ②領収書等を添えて、町に申請・請求 ※転入者等で、町で状況が確認できない場合は、その他の添付書類を求める場合があります。 ③審査のうえ、町から支給決定通知書を送付し、助成金額を口座振込	
申請先 問合せ先	〒618-8570 島本町桜井 2-1-1 ※福祉推進課配置の「ひとり親家庭・女性支援員」 島本町役場 福祉推進課 が、離婚前相談など、各種相談に応じます。 電話 075-962-8454 ※申請様式は、町 HP からダウンロードできます。➡	

<用語の解説>

※1 = 「養育費」とは

- ◆ 「養育費」とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことで、一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用のことです。衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。
- ◆ 親の子どもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても、自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務だとされています。
- ◆ 養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れて暮らすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

※2 = 「公正証書」とは

- ◆ 「公正証書」とは、私人(個人又は会社その他の法人)からの嘱託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。
- ◆ 養育費の取り決めに一定の条件を満たす公正証書(執行証書)によってした場合には、実際に支払ってもらえない場合に、「強制執行」の手続きを利用することができます。
- ◆ 公正証書の利用につきましては、最寄りの公証役場にご相談ください。

(大阪法務局HP: [大阪府内の公証役場一覧](http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/table/kousyou/all.html)) 右記のQRコードからサイトにリンク➡
<http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/table/kousyou/all.html>



<公正証書等の作成の流れ>

(例1) 協議離婚の場合	(例2) 調停離婚の場合	(例3) 裁判離婚の場合
当事者間の話し合い	家庭裁判所へ申立て	家庭裁判所へ訴訟提起
↓	↓	↓
公証役場で公正証書を作成	調停成立後、調停調書を作成	裁判終了後、判決書等を受け取る
↓	↓	↓
町に申請・請求	町に申請・請求	町に申請・請求

※3 = 「養育費保証契約」とは

- ◆ 養育費について保証会社と保証契約を締結しておくことで、養育費を支払う側の親から支払いがなかったときに、保証会社から立替払いを受けることができます。
- ◆ 詳しい内容は保証会社ごとに異なりますので、それぞれの保証会社にお尋ねください。

※4 = 「債務名義」とは

- ◆ 「債務名義」とは、財産の差押え等の強制執行を行うために必要な公的文書のことです。(公正証書、調停調書、判決書など) ※公正証書の場合、強制執行を受諾する文言が含まれていること。